

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月十九日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のとおり改正する。

別表第一警察の部中

運	参	首	部
転	免	席	
許	セ	事	監
ン	ン	タ	察
タ	ー	長	官
長	官	官	長

を

運	組	参	首	部
転	織	免	席	
許	犯	罪	事	監
セ	対	策	察	
ン	局	長	官	官
タ	長	官	官	長
ー	長	官	官	長
長	官	官	官	長

に改

め、「廿日市」の下に「、広」を加える。

附則

この人事委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一警察の部中「廿日市」の下に「、広」を加える改正規定は平成二十七年三月十六日から施行する。